

工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、工事監督におけるワンデーレスポンスの実施のために必要な事項について定めるものである。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、基本的に即日回答するように対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にするものである。

(実施方法)

第2条 受注者の質問・協議に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのか受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に行うものとする。
- ③ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに新たな「回答予定日」を受注者に連絡するものとする。

2 質問・協議及び回答の方法

受注者からの質問・協議及びそれらに対する回答については、原則として文書によるものとするが、緊急の場合は、電話、電子メール、ファックスによることもできるものとする。(ただし、事後に文書により処理するものとする。)

(工程表)

第3条 受注者は、約款第3条の工程表の提出にあたっては、関係機関との協議など、工程に影響する重要な事項について、監督員と十分協議すること。

2 受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督員へ報告すること。

(留意事項)

第4条 ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し、迅速に対応し、効率的な監督業務を行うための取り組みであり、工事の監督及び検査の実施に関する取り扱いや要領等を変更するものではない。